

2020年7月29日（水）

「Go To Eat キャンペーン」食事券発行
委託事業愛知県事務局選定委員会
（事務局）

愛知県経済産業局中小企業部
中小企業金融課 団体指導グループ
担当 市橋、尾崎
ダイヤル 052-954-6335

「Go To Eat キャンペーン」食事券発行委託事業の 愛知県事務局を募集します

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光需要の低迷や、外出の自粛等の影響により、地域の多様な産業が被害を受けています。

中でも、特に大きな影響を受けている飲食業については、農林水産省が需要喚起策として、「Go To Eat キャンペーン」を実施することとなりました。このうち、食事券発行委託事業については、県単位で実施することが求められているため、愛知県商工会議所連合会始め4団体（※1）で当該事業愛知県事務局選定委員会を組織しました。

については、愛知県事務局として、農林水産省の食事券発行委託事業を実施していただく事業者を募集します。（※2）

※1 愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、愛知県中小企業団体中央会、愛知県商店街振興組合連合会

※2 本事業は、事務局決定後、農林水産省に企画提案書をご提出いただき、採択された場合に実施する事業です。

1 事務局業務の内容

主な内容は以下のとおりです。（詳細は農林水産省の応募要領を参照してください。）

- (1) 実施体制の構築（都道府県事務局型での提案をお願いします。）
- (2) 食事券の発行、販売、回収（給付金15～20億円を目安とします。）
- (3) 食事券の使用、回収後の飲食店への代金の振込
- (4) 実績確認監査等事業者への報告
- (5) 相談窓口・申請案内等事業者との連携
- (6) 飲食店の新規加盟促進
- (7) 消費者の利用促進
- (8) 不正防止対策
- (9) 問合せ対応

※ 食事券発行业務を全面的に実施していただくことを想定しております。愛知県商工会議所連合会始め4団体は、会員への周知（上記の（6））を担います。

2 応募資格

応募資格者は、次の全ての要件を満たす法人格を有する者としてします。

- (1) 愛知県内に事業所を有する者であること。
- (2) 本事業の遂行に必要な組織、人員を有する又は確保できること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 本業務を推進する上で4団体が求める措置を、迅速かつ効率的に実施できる体制を構築できること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (7) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (8) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないものでないこと、また、6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (10) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる資格停止措置を募集期間内に受けていないこと。
- (11) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること。ただし、競争参加資格を有しない者については、農林水産省との契約締結までに資格を得ること。

3 事業期間等

- (1) 事業形態
農林水産省からの委託契約
- (2) 事業期間
契約締結日から令和3年3月31日（水）

4 提出方法

事務局に応募される方は、農林水産省の応募要領を参照の上、必要書類を作成し、提出してください。

- (1) 提出書類
 - ① 「Go To Eat キャンペーン」食事券発行委託事業愛知県事務局応募申請書（別添様式）

② 農林水産省「令和2年度 Go To Eat キャンペーンに係る事業のうち食事券発行委託事業」応募要領第6に記載の提出書類

- 参加表明書（様式第1号-1）※都道府県事務局型で提案のこと
- 企画提案書（様式第2号及び付随する書類）
- 審査項目一覧（様式第3号）
- 積算内訳（様式第4号）（再委託の内訳を明記すること。）
 - ・業務内容を示したパンフレット（又はリーフレット）
 - ・民間企業にあっては、営業経歴書及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）
 - ・民間企業以外の者にあっては、定款又は寄附行為及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）
 - ・資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し又は競争参加資格の申請を行っていることがわかる資料
 - ・（男女共同参画等への取組状況がある場合）認定書等の確認ができる書類の写し

(2) 提出部数

6部

(3) 応募方法

上記提出書類を持参又は郵送にて提出

(4) 提出期限

令和2年8月4日（火）正午必着

(5) 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
「Go To Eat キャンペーン」食事券発行委託事業
愛知県事務局選定委員会【事務局】

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 団体指導グループ
電話：052-954-6335

(6) 留意事項

- ・日本語で作成すること。
- ・1応募者が作成できる企画提案は1提案まで。
- ・提出された申請書類等は返却しません。

5 審査のポイント

審査項目一覧（様式第3号）に加え、以下の項目に重点を置いて審査します。

- 参加登録する飲食店向けの周知方法（手続など）
- 食事券を利用する消費者向けの周知方法（参加登録店の案内方法の工夫など）

6 選定の実施

応募者から提出された申請書等に基づき、「Go To Eat キャンペーン食事券発行委託事業愛知県事務局選定委員会」において審査（書類審査・非公開）を行い、

事務局を決定します。(選定結果は、個別にメールでお知らせします。)

7 スケジュール

〈事務局決定まで〉

令和2年7月29日(水) 事務局募集の開始
8月4日(火) 正午 応募締切
8月5日(水) 審査、採択者の決定、通知

〈参考：事務局決定後〉

8月7日(金) 農林水産省への企画提案書提出締切
8月12日(水)～14日(金)のうち1日 企画提案会
8月下旬 契約予定

8 資料

応募にあたっての応募要領等については、農林水産省ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.maff.go.jp/j/supply/itaku/sonota/attach/pdf/index-178.pdf>

9 質問事項への対応

○事務局募集に関する問合せ

ご質問のある方は、愛知県中小企業金融課のメールアドレスあて、8月3日(月)午後4時までにお問い合わせください。件名に、『Go To Eat キャンペーン』愛知県事務局募集について」と記載してください。

「Go To Eat キャンペーン」食事券発行委託事業
愛知県事務局選定委員会【事務局】
愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 団体指導グループ
メール：kinyu@pref.aichi.lg.jp

○「Go To Eat キャンペーン」食事券発行委託事業に関する問合せ

ご質問のある方は、農林水産省食品製造課あてに、指定の質問票(様式第6号)によりお問い合わせください。

農林水産省食料産業局食品製造課
Go To Eat キャンペーン準備室
電話：03-6744-0402
メール：gotoeat@maff.go.jp